

総務文教常任委員会の概要について (報 告)

1. 日 時 令和4年2月25日(金)
午前 9時59分 開 会
午前11時58分 閉 会
2. 場 所 大会議室
3. 出席委員 委員長 小比類巻 孝幸 副委員長 佐々木 卓也
委員 久保田 隆二 委員 西村 盛男
委員 堤 喜一郎
議長 小比類巻 雅彦
4. 欠席委員 委 員 瀬 崎 雅 弘
5. 傍聴者 議 員 船 見 昌 功 議 員 田 嶋 孝 安
6. 説明員 副市長 米 田 光一郎
総務部長 山 崎 徹
総務部参事兼秘書課長 大 塚 勤 光
秘書課課長補佐兼庶務係長 浪 岡 美 紀
情報システム課長 伊 藤 康 也
情報システム課課長補佐兼システム管理係長 蛭 名 亮
教育長 山 内 康 之
教育部長 立 崎 裕 輔
教育委員会事務局参事兼教育総務課長 岡 部 章 典
教育総務課課長補佐兼施設係長 池 田 修
学務課長 村 上 輝 仁
学務課課長補佐兼学務係長 浪 岡 さゆり
学校教育課長 太 田 浩 之
学校教育課課長補佐 江 渡 勇
7. 事務局職員 事務局長 蹴 揚 光 昭 次 長 中野渡 孝 英
主 査 白 銀 壮太郎

8. 案 件 所管事務調査

- (1) いじめ等の現状と対策について
- (2) 三沢市 I C T 推進プロジェクトチームの活動状況について

報告事項

- (1) 小中学校用 P C R 検査キット購入事業について
- (2) シンボル塔（顕彰碑）の劣化対応について

9. 会議概要

小比類巻委員長：時間前ですが、全員おそろいですので、今から総務文教常任委員会所管事務調査を始めたいと思います。

本日、瀬崎委員から所用のため、本委員会を欠席するとの連絡が入っておりますので御了承願います。

定員数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、総務文教常任委員会を開会いたします。

本日の案件は、所管事務調査といたしまして教育委員会所管のいじめ等の現状と対策についてと総務部所管の三沢市 I C T 推進プロジェクトチームの活動状況についての 2 件、そして、報告事項といたしまして教育委員会所管の小中学校用 P C R 検査キット購入事業についてと総務部所管のシンボル塔（顕彰碑）の劣化対応についての 2 件でございます。

それでは、早速ですが案件に入りたいと思います。

本日 1 件目の案件は、いじめ等の現状と対策についてでございます。

昨今、児童生徒への携帯電話やスマートフォンの普及等により、インターネットに接続できる環境が身近になったことで、メッセージアプリや SNS 上でのいじめが社会問題になるなど、いじめの対応が変化してきております。

また、児童生徒間でのいじめ問題のみならず、様々な理由で支援を必要とする児童、生徒が学校生活を送る特別支援学級での教師による体罰が全国的に問題となっております。

そこで、今回はこれらの問題に焦点を当て、いじめなどの現状と対策について調査したいと思います。

それでは、当局より説明をお願いいたします。

小比類巻委員長：教育長。

山内教育長：総務文教常任委員会が開催されるに当たり、御挨拶を申し上げます。

まずもって、平素より小比類巻孝幸委員長をはじめ、委員の皆様におかれましては、本市の教育振興に深い御理解と多大なる御尽力を賜り心から感謝を申し上げます。日々、教育は人づくり、人の中で人になるという、三沢市教育振興基本計画の基本理念の下、学校、家庭、地域、関係団体等と連携協力して教育振興に邁進しているところでございます。

本日は、貴委員会の所管事務調査のうち、いじめ等の現状と対策について、さらに報告事項として小中学校用 P C R 検査キット購入事業について、当委員会事務局より御説明をさせていただきますが、委員の皆様のお意見、そして御提言をいただき、本市の教育施策

をより一層充実させてまいる所存でありますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

私からの御挨拶は以上でございます。

小比類巻委員長：教育部長。

立崎教育部長：私からは、いじめ等の現状と対策についての概略について御説明申し上げます、その後、詳細につきましては、LINEなどSNSによるいじめについては学校教育課長から、特別支援学級における教師による体罰については学務課長からそれぞれ御説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、今年度における当市のいじめ等の概況については、小学校においてはいじめの認知件数やいじめで指導した児童数ともに減少傾向にある一方、中学校においてはいじめの認知件数及びいじめで指導した生徒数ともに増加しておりますが、特に中学1年生に関連する報告が多く、要因としては、中学校新入生の段階で認知判定のチェックを厳しく行うことで、その後の中学生生活の安全安心につなげたいといった観点から、あえて厳格な指導を講じていることによるものであります。

いじめの対応としては、小中学校ともに冷やかし、悪口等が最多であり、ここ数年は携帯等での中傷なども数件の報告が見られますが、対策としては未然防止から早期発見、初期対応、再発防止、各学校の対策といった、各段階での組織的な対策を講じるなど、いじめ防止等に体系的に取り組んでおります。

次に、特別支援学級における教師による体罰については、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について理解し、障害の有無にかかわらず、特別な支援が必要な児童生徒一人一人に応じた手だてを講じている中で、教育委員会及び学校での体罰防止への取組として体罰禁止通知の周知徹底と、校長会、教頭会での服務規律確保指導依頼、学校教育支援員、相談員、スクールソーシャルワーカーの複数配置による相談体制構築、体罰防止校内研修の実施、定期的な個別面談の実施、保護者、児童生徒への体罰アンケート実施と報告義務を課すことなどにより、特別支援学級における体罰報告は平成25年度から今年度までにおいてゼロ件となっております。

以上について、資料に基づき、詳細を担当課長からそれぞれ説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

小比類巻委員長：学校教育課長。

太田学校教育課長：それでは、学校教育課からいじめ等の現状と対策について説明いたします。

お手元の総務文教常任委員会所管事務調査資料の1ページをお開きください。

まずは、いじめの内容や件数などの現状について説明いたします。

資料1は、国の調査である令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果です。

LINEやSNSを含んだ全てのいじめに関する全国の認知件数ですが、左上のグラフにありますように、全国的に増加傾向にあります。これは、あだ名を言うとか、ちょっとしたからかいなど、軽微なものもいじめとして積極的に認知し、丁寧な対応、保護者への

説明を行っているためと捉えております。

右上のグラフは、三沢市のいじめ認知件数の推移です。ここ3年ほど、増減を繰り返しておりますが、市内の各校とも、軽微なものもいじめとしてしっかりと認知して対応を行っております。

中段の左のグラフは、1,000人当たりの認知件数を全国と三沢市で比較したものです。1,000人当たりのいじめの認知件数は、平成30年度を除き、全国平均よりやや低い状態が続いております。資料には青森県の調査である令和3年度児童生徒指導状況実施報告書12月期、つまり各年度とも4月から12月までのいじめについて報告数をグラフにし、今年度の状況がどうであるかを比較したものです。左側のグラフの小学校は、いじめの認知件数、いじめで指導した児童数とも昨年度より減少しております。

右側のグラフの中学校は、いじめの認知件数、いじめで指導した生徒数とも昨年度より増加しております。今年度は先ほど部長からもありましたように、特に中学校1年生に関する内容の報告が多くされております。

続きまして2ページを御覧ください。

資料3は、昨年度までの5年間のいじめに関する対応別件数となります。小中学校とも項目の一番上にある冷やかし、悪口等が最多となっています。今回のテーマであるLINEやSNSによるいじめは太線で囲んである携帯等での中傷等の項目になります。小学校は、令和元年度に1件、令和2年度に4件の報告があり、少しずつ増加しています。中学校は、平成29年度から毎年数件ずつ報告があります。平成30年度は24件と突出して多い報告数となっていますが、これは、グループトーク内で1点の悪質な書き込みを見た19名の生徒が心身の苦痛を申し出たため、認知件数が多くなっております。

今年度の携帯等での中傷等は、12月までに小学校はゼロ件、中学校は1件の報告があります。なお、このいじめの対応分類は複数対応可となっているため、1ページにおけるいじめの認知件数と対応別件数の総数は一致しておりません。

令和2年度における携帯等での中傷等の主な報告内容についてですが、小学校は、ゲーム内で悪口を言われたり、言い合いになったりした。友達のiPod Touchのパスワードを開き、中にある画像や動画を自分のiPadで撮影し、TikTokにアップしたなどとなっております。

中学校は、SNS上でしつこく誘われ、断ると仲間に入れないと言われた。また、Twitterに運動会練習来ないで、予行、本番に来るやつマジ嫌いと記入した。小学校の卒業アルバム写真を加工し、LINEグループに投稿したなどの報告がありました。

続きまして、3ページを御覧ください。

いじめ防止に関する対策について説明いたします。

まずは、その1、未然防止についてです。三沢市教育委員会では、令和2年度から児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進を掲げました。その中心となる活動として三沢市こどもいじめなくし隊活動の発表会を開催しました。市内12校から代表3名程度が参加し、3年計画で1年に4校ずつ、自分たちのいじめ防止の取組について発表するスタイルを取っております。

今年度は、残念ながらコロナウイルス感染症対策で発表自体は行うことができませんでしたが、マックテレビの協力の下、上久保小、おおぞら小、第二中、第五中でそれぞれ発表の様子を撮影したものを3月5日13時から放送することになりました。また、令和2年度は、三沢市いじめ防止対策審議会の審議員である弁護士を講師として、人権について考えることをテーマに講話をいただきました。各校のいじめ未然防止に関する主な発表内容は記載してあるとおりです。この発表会を通して感じたことや、思ったことを参加した代表児童生徒が各校に持ち帰り、次年度以降、自分たちの学校の活動に取り入れていくことで、児童生徒主体のいじめ防止活動がより一層浸透していくように取り組んでおります。

また、これらに加えまして、毎年、市内小中学校の児童生徒を対象にネットトラブル未然防止標語を募集し、標語をつくることによって意識の啓発を図っています。代表作品は、各校に掲示したり、広報みさわに掲載したりしています。

続きまして、4ページを御覧ください。

その2、未然防止初期対応についてです。三沢市教育委員会では、毎年、冊子三沢市学校教育指導の方針と重点というものを市内小中学校全教員に配付しています。令和3年度は、その内容を大きく変更し、いじめに関してはいじめ対応フロー図や、一人一人の児童生徒が安心して生活できる学校を目指して、未然防止や初期対応の方法について記載しました。主なキーワードとして、自己有用感や自己肯定感を高めること、児童生徒の居場所づくりと絆づくり、分かる授業づくりなどについて記述し、各校において活用していただくとともに学校教育課指導主事の学校訪問で指導助言を行っております。また、先生方全員で情報を共有し、組織として判断や対応、定期的な情報公開に努めるとともに、アンケートの実施、定期的または機会を捉えての積極的な教育相談の実施、家庭との連携や協力体制の構築などに努めながら対応しております。

続きまして、その3、早期発見についてです。

早期発見に向けた各校の取組として、把握の方法が挙げられます。まずは、全職員による日常の観察があります。児童生徒の登校時の表情や交友関係の変化など、児童生徒の近くにいて発しているサインを見逃さないように取り組んでいます。また、児童生徒からの申出や保護者からの申出が挙げられ、保護者との信頼関係を大切にするとともに相談しやすい雰囲気づくりにも努めております。

L I N EやSNSによるいじめについては、教職員には見えにくい部分ですので、情報モラル教育を通じ、不適切な書き込み等があった場合は、先生方をはじめとする大人に伝えることを指導しております。さらに、月1回のいじめ状況調査の実施に加え、ソーシャルメディア等監視員や24時間いじめ等電話相談という県の事業にもあります。L I N EやSNSによるいじめ、また、自殺に関することなどは、このような各関係機関からの情報により把握する場合があります。

では、5ページを御覧ください。

続きまして、その4、初期対応についてです。

いじめ等を把握した場合の初期対応としまして、各校において組織的な対応を心がけて

おります。何かしらの情報をキャッチした場合は、教員一人一人が抱え込むのではなくて、複数の教職員で状況と対応の仕方を確認しております。また、教育相談体制の充実にも努めており、具体的には教育相談センターの相談事業、心の教室相談員やスクールソーシャルワーカーの配置、県派遣のスクールカウンセラーの活用などを行っております。児童生徒が様々な悩みや心配事を申し出ることができる体制の整備を整え、児童生徒一人一人の困り感に寄り添った対応が少しでもできるように取り組んでおります。

続きまして、その5、再発防止についてです。

三沢市教育委員会は、いじめ防止対策推進法及び三沢市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等の有効な対策を専門的見地から審議していただくことを目的として、三沢市いじめ防止対策審議会を設置しております。審議会の委員は、法律、医療、教育、心理、福祉等に関して優れた識見を有する6名で、役割と書いた部分に記載してある(1)から(4)をお願いしております。特に、(1)にある市立小中学校におけるいじめ防止等のための調査研究と、有効な対策を検討するために専門的知見から審議を行っていただいております。いじめ防止対策審議会において、各小中学校におけるいじめの状況等を報告し、その対応について御助言いただいております。

では、6ページを御覧ください。

続きまして、各学校の対策についてです。

まずは、大前提としまして学校において全教育活動を通じていじめは許されないことへの理解促進に努めております。そして、各学校ごとに児童生徒の発達の段階や実態に応じて県の合同サポートチームSTEP Sを活用したり、計画的な情報モラル教育を実施したりしております。

最後に、7ページを御覧ください。

三沢市いじめ防止基本方針の全体構造図です。一番上には、三沢市のいじめ防止等の対策に関する基本理念を示しております。また、下側の段には、左から三沢市が実施する施策、市教育委員会が実施すべき取組、学校が実施すべき取組、家庭、地域及び関係機関等における取組の必要性、重大事態への対処を明示しております。

教育委員会といたしましては、今後もしじめがなく、児童生徒が健やかで明るい学校生活を送ることができるよう、家庭や関係機関とも連携を図りつつ、未然防止や早期発見、早期対応に努めてまいります。

以上でございます。

小比類巻委員長：学務課長。

村上学務課長：8ページになりますが、続きまして、特別支援学級における教師の体罰について、市内小中学校における特別支援学級の現状と教師による体罰の防止策について御説明申し上げます。

はじめに、市内小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数の人数について、ここに平成30年度から次年度までの人数を掲載しております。特別支援学級の在籍する児童生徒は、学校教育法施行法第22条の3に該当する児童生徒となります。市内の小中学校に開設している特別支援学級には、知的障害学級、自閉症情緒学級、肢体不自由学級があり

ます。年度によって在籍する子供がいないという場合もあります。近年、児童生徒数が年々減少する中で、特別な支援を要する児童生徒の数は増加しているという国の調査もあります。当市の現状も同じであります。また、米印にありますように、通常学級における特別な支援を要する子供たちも多くなっていることから、特別支援学級という枠組みにとられず、学校全体での特別支援教育が今、求められております。

そこで、2になります。学校の対応です。全教職員が特別支援教育の目的や意義について理解を深め、児童生徒の困り感、それから勉強や生活する上での困難さを今、理解するように日々、教職員研修を行っております。先生方のほとんどはその専門的な資格や免許があるわけではないので、県教育センターとか、七戸養護学校などから講師を呼んで、児童生徒の困り感というものは何なのかを理解して、最新の特別支援教育の情報、インクルーシブ教育とか、合理的配慮などを学びながら子供の思いに寄り添えるように努力しております。

そして、今回の本題になりますけれども、体罰防止への取組になります。

まずは、国及び県からの体罰防止についての通知文を配付する際には、必ず事例を踏まえて、毎月の校長会、教頭会を利用して、とにかく体罰は児童生徒の心身に深刻な悪影響を与えるものだ、と、また、教員や学校への信頼を著しく失墜させる行為であるということ、教職員には同じ認識を持つように強く指導してまいっております。また、教師のアンガーマネジメント研修なども必ず行うようにして、感情のコントロールというものについても、最近深く日々研修をしております。また、先ほどのいじめ対策とも関連しますが、3の(2)にありますとおり、学校の中には学校教育支援員やスクールソーシャルワーカー、相談員など複数配置して多くの目や手をお子たちのそばに置くことで、子供の思いを常に受け止めるように努力しております。

9ページを御覧いただきたいと思っております。

もし、仮に子供や保護者から体罰に関する何か情報が入った場合は、速やかに、学校内で隠ぺいすることなく、必ず調査し、また、同時に教育委員会にも報告するということが義務付けられておりますので、学校はこのマニュアルに沿って必ず報告することになっております。

10ページを御覧ください。

とは言っても、なかなか言葉で面と向かって体罰のことについて申告できない子供たちもいると思われまますので、県教育委員会では年に一度、12月に書面による体罰調査も行っております。この調査は、全ての子供たちと保護者に、そしてまた、教師自身も自ら体罰があったことを申告し、そして学校へ提出すると。学校へ提出する際には、封筒に入れて学級担任を通さずに匿名性を高めて管理職に直接届くというような仕組みになっております。様々、このような体罰防止への取組を行っております。現在、この体罰アンケートの報告に関してですが、平成25年度より行っておりますけれども、先ほど部長が述べたとおり、特別支援学級における体罰というものの報告はゼロ件ということになっております。

以上でございます。

小比類巻委員長：ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対し質疑応答を行います。委員の皆様からの御意見、御質問等はございませんか。

久保田委員。

久保田委員：まずは、いじめ等の現状対策について御説明をいただきまして誠にありがとうございました。

私からは、LINEなどのSNSのいじめの項目について質問をさせていただきたいと思うのですが、まずは質問として、感覚で構わないのですけれども今の小学生、中学生はどれぐらいスマホを持たれていたりとかするのかなというところを、感覚で構いませんので質問させていただきます。

小比類巻委員長：学校教育課長。

太田学校教育課長：では、ただいまの質問にお答えします。

市内の小学校4年生以上の児童生徒を対象に、毎年一学期にスマホの所持率の調査を行っております。その結果、4年生以上の小学生の平均所持率は43%、中学生の平均所持率は69%となっております。特に、今年度の小学校6年生については46%が持っており、約半数となっております。中学校3年生は今年度の場合、73%が持っていて約4分の3ほど持っていることになっております。今年の3年生を追いかけてみたのですが、29年度には小学校5年生ですけれども、そこから順に36%、6年生では41%、中1では56%、中2では65%、中3の今で73%と、どんどん増えている形になっております。

以上でございます。

小比類巻委員長：久保田委員。

久保田委員：ありがとうございました。

私が学生の頃と比較すると考えられないぐらいで、私が当時スマホではなかったのですが、名前はちょっと忘れたのですが、当時小学校で持っている子はほとんどいなくて、中学校でもちょっと持ち始めて、高校になるとようやくみんなで持ち始めるみたいな感じだったのですけれども、今の話を聞いて今後どんどん、スマホを持つ小学生とか中学生が増えてくる中で、やはり、スマホの使い方も含めてSNSの使い方とか、掲示板の使い方みたいなところが必要になってくるかと思うのですが、LINEとかは友達同士で使うようなイメージなのでしょう。それとも学校で先生が生徒と何かをやるときに、今もうLINEを既に使い始めているみたいな、そういうところはあるのでしょうか。

小比類巻委員長：学校教育課長。

太田学校教育課長：ただいまの質問にお答えします。

LINEは、割と閉じた世界での活用ができます。そこで、やるとすれば学校の先生方と児童生徒が直接の輪の中でやることも可能です。ただ、現在、先生方と直接子供たちとやり取りするような活動は、あまりしておりません。ただ、特別な状況があって、例えば不登校など、連絡が取りにくい子もいるわけで、そういうところは管理職に相談の上、使うことを確認してから使っているという状況です。便利なシステムですので、使えるとこ

ろにはきちんと活用し、使ってはいけない部分には活用しないという方向で今、動いている段階でございます。

以上でございます。

小比類巻委員長：久保田委員。

久保田委員：ありがとうございました。

やはり、そういった中で今後やるべきは監視というか、4ページその3の早期発見の中でソーシャルメディアと監視員配置事業というか、そういった我々のときとかでもあったのは、やはり掲示板に書き込んでやるのがあったりして、それが今、今後スマホを持つことによって、みんながいろんなところに自由に書いたりとか、ネット上を使っていくことができる中で、やはりそういうのを適切に監視というか、禁止することは多分難しいとは思うので、それを適切に監視していくみたいなどころが必要かと思うのですが、このソーシャルメディア等監視員配置事業というのは、どういうことを行っているのかみたいなことを教えてもらってもよろしいですか。

小比類巻委員長：学校教育課長。

太田学校教育課長：ただいまの質問にお答えします。

4ページの早期発見の四角の枠の中の下から二番目にソーシャルメディア等監視員配置事業というのがあるのですが、これは三沢市独自の事業ではなくて、県が県全体を見て監視しているという事業であります。

例えば、小中学生が自殺したいというようなキーワードを書き込んだりすると、ここで発見して、アドレス等が分かった場合に、例えば三沢市であるとすれば、分かった時点で三沢市教育委員会に電話が来ることになっております。そして、その子を特定し指導するというような流れになっております。全県的な活動で三沢市にも何件か来たことがありまして、学校ともそこを連携を図り、個人を特定しながらその子を指導したといういきさつがございます。そういう流れで動いておりました。

以上でございます。

小比類巻委員長：そのほかございませんか。

佐々木委員。

佐々木委員：先ほどの説明で、教育委員会、それから学校、いじめ対策ということで各段階において、いろんな対策を講じられているということがよく分かりました。

それで、その中で今、各段階と申し上げた、4ページのその2の未然防止初期対応、未然防止ということなのですが、先ほど家庭等との連携ということを御説明がございました。当然、学校だけではなくて家庭、地域、警察などいろんな関係者との連携により、いじめ対策を進めていくということが重要なのですが、その中で、家庭、先ほど7ページの資料に家庭内ルールづくりというのが書いてあるのですが、これも大変重要なことだと思うのですが、教育委員会として各家庭に対してルールづくりの支援等をなされているのか教えていただきたいと思っております。お願いします

小比類巻委員長：学校教育課長。

太田学校教育課長：いじめに関しては、やはり、家庭との連携というのがとても大事なこ

とになります。

一番大事なことはやはり、早期発見の前に、いかに学校が楽しいかというのを大事にしておりまして、そういうことをまず第一に家庭ともやっております。御指摘の7ページの家庭とのルールづくりのところですが、まずはスマートフォンなどを家庭で持つことの必要性、こういうのをまず、学校として伝えております。本当に必要なかどうか、まずはそこからです。

高校生になれば、かなり100%近く使っているわけですが、小中学生で本当にまず必要なかという、持たせること、持たせたときの責任としまして、フィルタリングのこと、フィルタリングをちゃんとかけて使わせるということ、それから使うためのルールとして、やはり成長期にございますので睡眠等がすごく大事になってくるわけで、スマホを持った瞬間に睡眠時間が激減するというパターン、また、昼夜逆転というパターンもありますので、そういうことがないように家庭とも連携を取りまして、睡眠時間は、例えば中学生であれば6時間以上とか、小学生であれば8時間以上とか、そういうルールをつくりながらやっております。これについては各学校の養護教諭が中心となりまして睡眠と健康のこと、それから生徒指導では、持たせたときのフィルタリングのこと等を教育委員会からも発信して学校に伝え動いてもらっております。

以上でございます。

小比類巻委員長：佐々木委員。

佐々木委員：ありがとうございました。

教育委員会としても学校に対していろいろとやっておられるということで、先ほど、睡眠にも影響ということがございました。当然、家庭内でもルールづくりをして、そういう利用時間だとか、また、どういう人とそういうSNSを使ってやっているのかだとか、家庭内でそういうことをしっかりとやっていると、一つこういう未然防止ということにもつながっていくと思いますので、教育委員会としてもいろいろと指導、これからもよろしく願いいたします。

小比類巻委員長：そのほかございませんでしょうか。

西村委員。

西村委員：では、何点か質問させていただきます。

まず、1ページなのですけれども、いじめの認知件数、そしてまた、それに対する指導状況のグラフが載っておりますが、こちらをですね、まずは結果として見て、市としてはどのように捉えておられるのか、そこをまずお聞きしたいと思います。

小比類巻委員長：学校教育課長。

太田学校教育課長：1ページのグラフの数値の結果ということですが、私たちは、実は平成25年度からいじめの捉え方が文科省で変わりまして、軽微のものも含めて全件報告するようにということがありました。それ以降、大分こう、件数が増えているわけですが、私たちとしましては、件数が増えたことに関してどうのこうのというよりも、起こった軽微なものまできちんと挙げて、それをきちんと学校では指導していくような形を取っております。

先ほども申し上げましたとおり、特に中学校1年生の件数がすごく多くなっているわけですが、これは学校がいじめというものがどういうものかというのを子供たちにきちんと伝えるために、本当にあだ名で呼んで嫌な思いを相手がしたとかなったら、それもいじめと捉えて指導してということで、だんだん、大人に成長させていくというようなことをやっているなというふうに実感しております。ですので、件数の多さだけではなくて、そういう指導の在り方をしっかりと捉えていきたいと考えておりました。

以上でございます。

小比類巻委員長：西村委員。

西村委員：ありがとうございます。

先ほど、やはり小学校から中学校へ移行するポイントが、非常にいじめ件数、認知件数ともに増加しているというお話がありました。小学校と中学校の学校間で様々な連携というか、現状していると思うのですがけれども、市も教育委員会とかも加わって、今、どういう状況で移行というものが円滑に行われるように取り組まれているのか、実態というか、状況をちょっと教えていただければと思います。

小比類巻委員長：学校教育課長。

太田学校教育課長：ただいまの質問にお答えします。

小学校6年生と中学校1年生の引継ぎというのは、とても学校教育において大事な部分でありまして、生徒指導的な部分に関しては各校区で生徒指導の先生方を中心に、また、小学校6年生と中学校1年生、新小学校1年生を担当する先生方で会議を開いておりまして、情報交換を行っております。様々な問題とか、学級編制でも一緒にしないほうがいいという子供たちとか、そういう配慮をしながら新しく小学校1年生として迎えるような活動を行っております。そういう意味では、会議の部分とそれからもう1点、新入生の資料等を用いて情報交換を丁寧に行っているところでございます。

以上です。

小比類巻委員長：西村委員。

西村委員：ぜひとも、より円滑な移行ができるようにさらなる努力をお願いしたいと思いますし、あと、参考までにお聞きしたいのが、ここに認知件数があるのですがこの中で、もちろん、なかなか言いたくてもアンケートに答えられないとか、この数字に出てこないケースもあるかもしれませんけれども、この中で非常に重大な事態というか、非常に深刻なケースとなったものはどの程度、割合としてあるのかなのか、そこをちょっと教えていただきたいと思います。

小比類巻委員長：学校教育課長。

太田学校教育課長：ただいまの質問にお答えします。

いじめに関しては、軽微なものから大きなものまでたくさんございます。月に一度、教育委員会では定例教育委員会を開いておりまして、学校から毎月集めた情報を毎回定例教育委員会で報告しております。ほとんどは軽微なものなのですが、ここ5年間で7ページの一番右下にありました重大事態での対処というのがあるのですが、このように重大事態になった件は何件かやはりあります。ゼロではございません。ただ、その重大事態になっ

たときもきちんと対処しておりまして、その子もきちんとした成長を遂げておりますので、そこを報告しておきたいと思えます。ゼロではありません。

以上でございます。

小比類巻委員長：西村委員。

西村委員：分かりました。

いじめというのは、非常に難しい問題だと思っておりますし、もちろん、いじめた子は悪いのですが、その子が本当に悪いわけではなくて、やはり、それを見守る地域だとか大人に本当の責任があると私は思っておりまして、地域、また、私たち大人が子供たちを守っていかなければならないという考えでございます。

先ほど、重大事態も何件かあったというお話だったのですけれども、法律でいじめ防止対策推進法で26条にそういった重大な事態が起きた場合は、いじめをしてしまった児童生徒などに出席停止をさせるというか、求めるような文言も明記されていると思うのですが、その点について、今の市の捉え方といいますか、対応をどのようにやっているのか教えていただきたいと思えます。

小比類巻委員長：学校教育課長。

太田学校教育課長：ただいまの質問についてお答えします。

出席停止の在り方ですが、いじめに関しては、まず、いじめられた側の本人と保護者に寄り添って対応することとなっております。相手の子に対して出席停止を求めてきた場合、例えば、また今後も危害を加えたりする場合には出席停止という措置も取ることもございますが、三沢市過去5年間であった中では、いじめられた本人と、また保護者といういろいろ相談して、寄り添った形で行ってきたのですが、そういう出席停止の扱いはございませんでした。

でも、やはりいじめられた本人と保護者が、このまま学校に行っているのはまた危険だという場合には出席停止の措置を取ることもございます。そこは審議委員会とも相談の上、そういう決断をすることもあるかと思えます。現在では、出席停止を行わずに済んでおります。

以上でございます。

小比類巻委員長：西村委員。

西村委員：ありがとうございました。

確認ですけれども、出席停止を三沢市としては審議委員会も含めて話し合いをして、もちろん、しないのが一番なのですけれども、できる状況にあるという状況なのでしょうか。

小比類巻委員長：学校教育課長。

太田学校教育課長：お答えします。

これは、いじめの法律に基づきまして出席停止はできることになっております。

いじめに限らず、校長の権限として出席停止もすることができますので、三沢市としてももちろん、出席停止のことは可能でございます。

以上です。

小比類巻委員長：西村委員。

西村委員：ありがとうございました。

そういった状況にならないように、未然に何かとケアできるのがベストだと思っておりますけれども、先ほど、佐々木委員からもありましたとおり、やはり家庭、地域といったものがそういった子供たちをしっかりと見守っていくという観点も、非常に私、大事だと思っております、先ほど家庭内ルールづくりというものを御説明いただきましたが、父兄の方々、そしてまた地域の方々とかですね、今、どのように連携を図っているのか、あとは父兄の方々にセミナーではないですけども、いじめに対する現状とかを知っていただくとか、そういったものは今、行っておられるのかどうなのかということをごちゃと教えていただければと思います。

小比類巻委員長：学校教育課長。

太田学校教育課長：三沢市教育委員会として、それぞれの学校の担当PTAとなかなか直接やり取りするというのは、ちょっとこう、学校を越えてのことでよくないなと思っております。ただ、三沢市には連合PTAというのがございまして、やはり、いじめについて等も会長とはよくお話しております。

そこで、現在コロナでなかなかこういう活動ができていないのですが、コロナだからこそ、こういうカードを作っております、いじめについてなのですが、責められるべきは感染した人や地域ではなく、新型コロナウイルスです。三沢市連合PTA。ウイルスに負けない生活を家族で考えよう。というようなカードもつくって全戸配布をしております。こういう活動とかをして、いろんな場面でいじめのことについて考えて、連携して活動しておるところです。

以上でございます。

小比類巻委員長：そのほかございませんか。

堤委員：このいじめについて、私の経験からお話するとすれば、私は小中高の中でいじめの側も経験しました。いじめられた経験もございます。今思えば担任の先生が正しい在り方みたいなことを論してくれて、今ようやくこのように生活できているかなと思っております、ぜひ、三沢の子供、生徒の中からいじめられる子供、いじめる子供がだんだん少なくなって健全な成長をしていってほしいという思いでございます。

その経験から、質問をさせていただきますが7ページ防止基本方針、これは立派なものだと思います。三沢市が実施するもの、教育委員会が実施すべきもの、学校が実施すべきもの、いろんな私の経験からいって一番功をなすのが現場にあると思っております。学校で言うと現場中の現場というのは教室にあるのではないかと思います。そうするとやはり先生の占める位置づけというのはかなりでかいなと思います。いろいろ国でも県でも市でも決めるだろうけれども、最後はこの現場の対応が365日対応していくということが現場にあると思っております、先生の負担も大変だとは思っておりますけれども、ここは頑張ってもらわなければならないのではないかなと思いますときに、資料はこのとおりだと思いますが、例えば教育委員会が実施すべき取組（4）学校運営改善の支援、これ、このとおりだと思います。

しかし、分かりやすく私たちに市民に示すべきは、もう少し具体的に説明をいただきたいなど、と同時に学校が実施すべき取組の中、一個一個聞いていきたいところもあるのだけれども、いろいろ後で勉強させてもらいますけれども、学校に行くといじめに関してこのように取り組んでいますよというようなことが具体的に分かるようなことがあるんでしょうか。

私も学校に行く機会がちょこちょこあるんですけども、学校は5年前、4年前、以前と変わらないような雰囲気があります。いじめに関してこのようにやっていますよっていう、分かるような形のものであれば、ちょっとは気分的に安心するけれども、よくよく気をつけて見なければ、あるいは校長先生に話を聞かないと分からない面もあるんじゃないかなど。もう少し具体的に文言が学校で実施されているというふうな事例があれば、併せて御説明、申し訳ないけれどももう一回お願いしたいなと思います。

小比類巻委員長：学校教育課長。

太田学校教育課長：ただいまの質問にお答えします。

今の7ページ、基本方針全体構造図、これは1枚に収めて全体が見られるようにまとめたものですので、なかなか細かいところまでは分かりにくいと思っております。この具体ですが、市教委と学校といろいろ連携しまして様々な対策を取っています。先ほど、西村委員からもありましたような重大事態、ここまでいくにはかなり道のりがあるのですが、こうなると淡々とルールに従ってやるしかないのですが、やはりいじめに関して一番大事なものは3ページにありますような未然防止。やはり、学校に行ったら学校は楽しいのだと思えるような学校づくりが一番いじめにつながらない教育なのかなど思っております。まず、楽しい学校、そして分かる授業、こういうことをまず核としまして、その次に子供たちの活動としてそこに写真を一つ載せたのですが、例えば、子供たち自身がいじめをなくしたいという思いを持って、こういう活動をし、発表をしたりとか、また、先ほども申し上げましたが、3月5日にはマックテレビでもこの流れを放映しますので、これを見ると、例えば小学校では友達のいいところを見つけたら、木のところにふせんを貼ってこんないいことあったよという思いとか、あるいは、中学校であればこんなことがいじめにつながるよという、こんなことがいじめなんだよという紹介をしたりとか、あるいはSNSのことを取り上げたりとか様々な活動をやっております。子供たちの様子を見るにはマックテレビがとってもいいと思いますので、もしよければそちらを見ていただければと思います。

戻りますが、やはりいじめを起こさないために楽しい学校づくり、これをやはり学校とも連携してやっていきたいなと思っております。分かる授業と様々な行事、こういうようなことをしながら子供たちの成長につなげていきたいなと考えております。

以上でございます。

小比類巻委員長：堤委員。

堤委員：大変でしょうけれども、先ほど来、話が出ているように地域と学校と父兄と連携を密にしながら、頑張りたいなというふうにあります。

もう一つですけども、9ページ、三沢市教育委員会の資料として資料1の一番上、学

校における体罰とあります。青森県教育委員会参考のところに学校における体罰のというふうにはプリントはなっているけれども、のなのか、になのか、どっちに解釈すればいいのかなということ、まずお聞きします。

小比類巻委員長：学務課長。

村上学務課長：大変申し訳ございません。資料1の表記、学校における体罰の実態調査に関わる対応でございます。申し訳ございませんでした。

小比類巻委員長：堤委員。

堤委員：普通、そうだと思いますけれども、教育委員会は専門の部門でしょう。それがただ私が想像するのに、青森県の教育委員会だからとうのみにして、三沢市の総務文教常任委員会にこのような資料を出すというのは、ちょっとなめているのではないかなと。出せばいいというものじゃない。よくよく吟味をしながら、こういう文章とか語句というところは、あなた方が三沢市内の学校統括する部門であって、一番しっかりしなければならぬはずなのですよ。そういうところがただ単に青森県の教育委員会から来た文章だから間違いないと思って、ぽっとコピーして出すという簡単なものの考え方で今後、資料等を作成しては駄目ですよということを言います。今後はきちんとやっていただきたいと思っています。

以上です。

小比類巻委員長：ありがとうございます。

ただいま、委員の方々から多くの質問、意見が出されました。やはり、このいじめ問題の報告では教師による体罰などは今、発生していないということで、そちらの内容についての質問はなかったのですけれども、やはり、教育現場では自ら声を上げにくい児童への配慮、またSNSなどでいじめが潜ってしまう、表に出て来ないいじめというものがこれから問題になっていくと思います。引き続き、多くの方々の目を光らせながら、その対策を継続していただければと思っております。ということで、この調査についての審議は終わりたいと思います。

本日はありがとうございました。

それでは、次の案件に入ります。本日2件目の案件は、説明員の関係により、さきに御案内しております順番を入れ替えまして、教育委員会所管の報告事項であります小中学校用PCR検査キット購入事業についてでございます。

それでは、当局より説明を願います。

教育部長。

立崎教育部長：続きまして、報告事項として私からは小中学校用PCR検査キット購入事業についてその概略を御説明申し上げ、詳細につきましては当委員会事務局参事兼教育総務課長から御説明させていただきますのでよろしくお願いたします。

このたび、令和3年度三沢市一般会計補正予算（第9号）において、専決処分されました歳出予算のうち、教育費に計上されました小中学校用PCR検査キット購入事業費70万8,000円につきましては、本年1月末から今月にかけて市内小中学校における感染拡大が急速に顕著となり、早急な対策が求められていた中で県が2月7日に緊急的な新

型コロナウイルス感染防止及び経済対策補助金として総額30億円の市町村総合対策補助金を補正予算専決処分により計上したことに伴い、これを財源として当面早急な対応が求められる小中学校児童生徒及び教職員向けPCR検査キットを購入し、供給体制を確立することで、児童生徒の安全安心や保護者の不安解消等に緊急的に対応を図るものであります。

このことにつきまして、資料に基づき担当課長から御説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

小比類巻委員長：教育委員会事務局参事兼教育総務課長。

岡部教育委員会事務局参事兼教育総務課長：それでは、小中学校用PCR検査キット購入事業について、お手元の資料に基づき御報告させていただきます。

この事業は、令和3年度一般会計補正予算の専決処分により行った事業で、1、その目的ですが、新型コロナウイルス感染症が全国的に猛威を振るっている中、本市において特にここ一、二週間で学校における感染拡大が顕著となっており、児童生徒の安全安心の確保や保護者の不安解消等、早急な対応が求められていることから、感染の早期発見や拡大防止、そして不安解消を目的にPCR検査キットを配付できる体制を確立するため購入するものであります。

2、対象者ですが、市内12校の小中学校の児童生徒3,065名と学校で勤務している教職員等367名の合わせて3,432名全員をカバーできる個数の3,500人分を購入対象としております。

3、使用方法等ですが、各学校で対象者分を保管しておきます。感染拡大の恐れがある事例において、保健所からの濃厚接触者指定や念のため検査指定者以外の児童生徒等で不安解消などにより検査を希望する場合、教育委員会の判断等も含め、最終的に学校の判断により検査キットを配付いたします。

受渡し場所については学校と市、保護者等に取りに来ていただく形を取りたいと考えております。回数制限は特に設けず、必要に応じ一人何回でも使用可といたします。

次のページの4、予算関係ですが、歳出としてPCR検査キット1回分の単価と送料合わせて2,025円に3,500人分を掛けた708万8,000円を増額補正しております。

歳入については、県補助金の市町村総合対策補助金700万円を充当する予定であります。現在、発注手続を行っており、納入については3月上旬を予定しております。

以上でございます。

小比類巻委員長：ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対し質疑応答を行います。

委員の皆様からの御意見、御質問等はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小比類巻委員長：それでは、ただいまの説明を了承させていただきますので、このとおり、しっかり進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次の案件に入ります前に説明員の入れ替えのため、暫時休憩といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時05分 再開

小比類巻委員長：それでは、休憩前に引き続き、会議を始めます。

本日3件目の案件は、所管事務調査に戻りまして三沢市ICT推進プロジェクトチームの活動状況についてでございます。

国はデジタル技術を活用した行政サービスの推進等のため、令和3年9月にデジタル庁を発足させました。本市においてもデジタル庁の発足に先駆ける形で令和2年6月に三沢市ICT推進プロジェクトチームを設置し、市のICT施策について組織的、横断的に検討し、効率的な業務運営と市民サービス向上を図るため、これまで調査研究を重ねてきたとのことです。

そこで、今回は令和2年6月の設置からこれまでの三沢市ICT推進プロジェクトチームの活動状況について調査したいと思います。

それでは、当局より説明願います。

総務部長。

山崎総務部長：三沢市ICT推進プロジェクトチームの活動状況について御説明いたします。

まず、デジタル化への対応につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、昨年も全国的にワクチン接種のネット予約トラブルが続発するなど、様々な課題が浮き彫りになりました。社会全体でデジタル化に合わせて変革していくことが求められており、本市といたしましても、より市民に寄り添った行政サービスを提供するため、ICT推進プロジェクトチームによる調査研究を継続しているところであります。

詳細につきましては、情報システム課長から説明いたしますのでよろしく願いいたします。

小比類巻委員長：情報システム課長。

伊藤情報システム課長：それでは、配付しております冊子、三沢市ICT推進プロジェクトチームの活動状況についてに沿って説明させていただきます。

なお、この説明冊子には後ほど参照いただけるように参考資料1から6まで添付しておりますが、参考資料の内容については冊子本体の中でも触れさせていただきますので、個別の説明は割愛させていただきます。

また、お時間の都合もでございますので、各ページの説明につきましてもできるだけ要点を絞って説明いたしますので御了承いただきたいと思います。

では、資料をめくっていただいて1ページ目でございます。

三沢市ICT推進プロジェクトチームの設置の経緯について説明いたします。

設置の経緯についてであります。本市におけるICT施策について社会保障・税番号制度への対応や、各種業務システムの運用、管理、情報セキュリティ対策など、効率的な行政運営と住民サービスの向上を図る上で推進体制整備が急務となっていることを踏ま

え、まずは庁内においてICT活用にかかる調査研究を行う必要があることから、当プロジェクトチームを設置することとしたものであります。

活動開始までの流れを時系列的に説明いたしますと、まず、ICT施策の推進体制をどうするかにつきましては、この資料に配付されている以前の令和元年の秋頃より、情報システム課を中心に検討を始めていたところでございますが、ICT技術の課題解決には若手職員の自由な発想力の活用が重要であるとの観点から、令和2年1月に各部から係長級の職員による事前検討委員を選出し、全庁的課題解決のためのICT利活用案の取りまとめ作業を開始いたしました。

この取りまとめ作業については令和元年度いっぱい実施し、その結果、令和2年5月までに43案件の提案があったところでございます。その後、令和2年6月に実際の調査研究を行う体制として、ICT推進プロジェクトチームが発足いたしました。

ただ、このプロジェクトチームについては、副市長を統括者として各部長及び消防長の10名で構成された組織でありまして、実際の調査研究はこのチームで行うわけではなく、調査研究事案や最終的な推進の要旨を決定する組織となっております。

実際の調査研究に当たっては先ほども申し上げたとおり、若手職員の自由な発想力の活用が重要であるとの観点から、各部長の推薦する職員により構成された調査検討部会が行っており、令和2年度においては7月に検討種別ごとに四つの部会を立ち上げております。

資料、次のページになります。

システム等導入における本プロジェクトチームの役割について説明いたします。

資料の真ん中あたりにフローが記載してございますが、一番上の四角に記載してあるとおり、ICT推進プロジェクトチームは調査研究の結果、推進すべきとした案件を担当課へ提言するものとなっております。その後の予算化や契約手続、運用等々については担当課が主体となるものとなっております。

これは、本プロジェクト自体が行政事業になっているものではなく、事業予算を持っているわけではないので、このような立ち位置になっております。なお、本プロジェクトの調査研究案件につきましては、全庁的な課題解決を目指すものを対象としております。各課の個別の事情で導入を検討したいもの、例えば公園管理台帳をシステム化したいといった特定の課を対象にしたものですか、個人のスキルアップで実現できるような、例えば、集計作業をExcelで自動化したいといった、そういったものは検討の除外としております。

資料、次に進みまして3ページ目でございます。

調査研究に当たっての重要な前提条件として、図に三沢市を含め全ての自治体が構成しているネットワークを表しています。一番下の長い四角のところインターネット一般事務基幹システムなどといった記載がありますが、これは庁内のネットワークの種別であります。セキュリティ上、相互に通信できないようにすることになっておりまして、外部のインターネットの通信もセキュリティアラウドと言われるシステムを経由して、厳密に通信制限が行われております。

これは、かつて社会保険庁で発生したデータ漏洩事件に端を発して、このような構成とするよう、国の指示があったものですが、ある意味これが行政のICT化を難しくしている要因となっているところでございます。

また、同じネットワーク内にあるシステム間同士であっても個人情報の観点から、システム間で連携できるデータを厳密に管理するようになっております。

次のページがその概念を示したものです。

税情報とか住民データなどと書かれていますが、これは台帳みたいなものとお考えいただければと思います。それぞれの事務担当者は、自分のところの事務は読み書きができるのですが、ほかの事務の台帳は法律の根拠がなければ閲覧できないということをシステム上で実現しているというものになります。この中で情報システム課は鍵の管理と言いますか、門番みたいな役割になっております。この概念については、市の職員でも誤解している方が多いのですが、かつてホストコンピューター時代の流れで、情報システム課内の大型サーバーに全てのデータが管理されている状況ではなくて、各課で所管するサーバーで必要なデータがそれぞれ分散して保存されているということに留意しながら、調査研究をする必要があるということの説明してございます。

続きまして、プロジェクトチームの活動状況について説明いたします。

資料進みまして5ページ目です。令和2年度の活動状況についてですが、6月のプロジェクトチームの設置、7月の部会、組織会についてははじめに説明したとおりでございます。その7月から10月にかけて部会での調査研究の作業を行い、その後いくつかの案件は担当課での作業に移行しております。その後12月には3年度に向けた追加案件の紹介などを行っております。

さらに資料進みまして、6ページ目です。令和3年度の活動状況です。

3年度につきましては、5月の案件決定と部会員の選任、6月から部会での作業実施し、12月時点で推進としたものについては担当課作業に移っているものもでございます。

ただ、今年度につきましては、調査研究の作業を完了していない事柄もありまして、現在まだ作業継続中でございます。

ここまで、プロジェクトの概要などについて説明いたしましたが、続いて検討内容や検討結果に基づく整備状況について説明いたします。

資料進みまして、7ページ目でございます。令和2年度の検討、整備の状況になりますが、ここからは補足も含めまして、少し詳しい説明をまいります。

大項目の1点目、業務効率化システム部会においては、テレワーク・リモートワーク環境整備、AI・RPA導入推進、行政チームデジタル化検討の三つを主要なワーキングとしてございます。

まず、テレワーク・リモートワーク環境整備では、いわゆるサテライトオフィスや出張現場などからのリモートアクセス、在宅勤務環境の整備について検討を行いましたが、このうち、在宅勤務環境については出退管理に関する制度設計もあるため、引き続き検討といたしておりますが、システム自体は新型コロナウイルスに対するPCP対策のため、実際の整備を行っております。

次に、A I ・ R P A 導入推進についてですが、まず、A I 技術については音声認識による会議録作成やA I 翻訳システム、A I 自動応答システムなどの導入が検討されましたが、それぞれ利用する場面でシステムに求められる要件が大きく異なるため、全庁的に利用できるものの設置はさらに検討が必要としています。また、R P A、いわゆる業務自動化システムについてでございますが、様々な部署で業務改善上の効果は大きいものの、自動化シナリオという、いわゆる処理手順をプログラミングしていくという作業ですね、これを外部業者に発注するというだけでは結果的に費用対効果に見合わないことになる可能性もあることから、こちらについてもさらに検討が必要としています。

次に、行政事務デジタル化検討についてですが、主に印鑑の代わりとなる電子決裁を中心に行政事務のペーパーレス化や、文書の電子保存などを検討いたしましたが、現時点ではまだまだ紙ベースでの処理が多く、これらをどのように電子データ化していくか、また、電子データを公文書として取り扱うための制度設計なども課題に挙げられてございます。

電子決裁については、行政事務全体に影響を及ぼしますので、一度導入してしまうとほかのシステムの変更が相当に困難になってまいりますので、今後も慎重に検討を進めることとしてございます。

続いて、大項目の2点目、ネットワークアプリケーション部会では、テレビ会議・動画配信システム構築、ペーパーレス会議推進、ネットワークサービス検討の三つを主要なワーキングとしてございます。

まず、テレビ会議・動画配信システム構築については、そのまま二つのシステムを検討したところですが、昨今のコロナ禍の事情もあり、推進を決定し、先に説明いたしましたリモートワークシステムとして整備を行っております。

具体的な内容ですけれども、従来までのインターネット環境では上位にあるセキュリティクラウドの制限によりまして、インターネット上のW E B 会議を利用できないことから、W E B 会議専用の新たなネットワーク環境を構築したほか、セキュリティの観点から庁内だけで利用できるW E B 会議システムを導入してございます。

動画配信については、インターネット上に既に様々なサービスがありますので、特に新たな整備という形は取っておりませんが、庁内用に整備したW E B 会議システムに録画や動画配信の機能も備えておりますので、庁内限定で職員向けのオンライン研修など実施できる環境は整えてございます。

次に、ペーパーレス会議推進についてでございます。

いわゆるタブレットを使ったペーパーレス会議についての検討でございます。これについては、全庁的に文書が電子化されるのであれば一定程度のペーパー削減効果はあると考えられますが、現状ではそのデータの変換作業にかなりの労力を要することになり、その割にタブレットで複数資料を見比べにくいといったデメリットも多く発生することが見込まれると。特に、例えば議会とかで利用することになりますと、直接ネットワークで接続することができないことから、データの移行作業等がかなり煩雑化することが予想されるため、業務効率化の面ではメリットが小さいと判断し、現時点では検討除外することとい

たしました。

ただし、ペーパーレス会議自体を排除するものではなくて、今後、文書管理システムの整備や既存のグループウェアとの運用状況、また、庁内のWEB会議システムとの画面共有の機能の活用状況など、文書電子化に対しての熟成状況を見ながら改めて検討することになると思われます。

次に、ネットワークサービス検討になります。

こちらについては、監視カメラやドローンの活用などについて検討を行っております。監視カメラについては、既に防犯対策として運用を開始している課もありますけれども、追加で積雪監視や鳥獣監視等についても活用できないか提案があったところでございます。

ただ、部会において各課へヒアリングを行ったところ、使用目的によってリアルタイムに監視できるような、そういったオンライン化した機能を必須とするところと、個人情報保護の観点から録画機能のみの自立を求めるものがありまして、現時点では全庁的に統一した仕様で一括手配が難しいとの判断から、現行で運用中のカメラの更新時期が来たタイミングに合わせて改めて検討することとし、現時点では除外としております。

また、ドローンについてもヒアリングの結果、現時点で導入を検討できる具体的事案がありませんので、こちらについても除外としております。ただ、補足的な話となりますが、防災上の理由からドローンを整備する自治体も増えているので、いずれまた検討する時期が来るものと思っておりますが、それ以外の分野、例えば測量とか構造物監視などの分野では職員によるパイロット育成とかが難しいので、民間サービスの利用も含めて検討する必要があると思っております。

続いて、大項目の3点目、個人情報事務部会においては基幹系事務ICT化推進、電子申請普及促進、データ相互利用基盤検討の三つを主なワーキングとしています。

基幹系事務については、納付書等の作成を従来まで職員が行っていたものを、データセンターで一括で完了できる仕組みを構築して、これは3年度から運用に入っております。

ただ、データセンター、いわゆるクラウドのシステムについては今後、国が進めるシステム標準化に伴いまして、いわゆるガバメントクラウドと言われる別システムに移行することになるため、今後、国の動向に注視していきたくてしております。

次に、電子申請普及促進についてですが、いわゆるオンライン申請のほか、コンビニ交付や自動交付機の設置などを検討しました。オンライン申請につきましては、この時点で青森県が既に運用していたシステムを市町村と共同運用する方針を打ち出したため、これに参加することによって昨年7月から運用に入っております。コンビニ交付や自動交付機については、初期投資だけで数千万規模とコスト高でありまして、最も懸念されるのは現状のシステムにコンビニ交付システムを組み込んだ場合、それがいわゆる標準化システムと接続できるのかが不透明ということもありまして、こちらについても今後、国の動向に注視して検討を進めてまいりたいとしておるところです。

次に、データ相互利用基盤検討については、いわゆる官民データ連携です。

最初の提案としては、医療福祉、消防などの分野で行政と民間でデータを共有すること

で包括的な連携体制を構築するといった提案だったのですけれども、事実上、これをやるようになりますと民間事業者側にもかなりの負担が必要になりますので、これはコンセンサスが整って、国のガイドラインが整ってから改めて検討ということにしております。

続いて、大項目の4項目、WEBサービス利活用部会については、庁内インターネット環境改善、WEBサービス等利活用検討、モバイル決済等普及促進の三つを主要なワーキングにいたしております。

庁内インターネット環境については、先ほど説明しましたが、庁内でのネットワーク環境が三つに分かれている関係でインターネットを利用した業務が非常にづらい環境ですが、これを解消するためにタブレットの導入の検討をいたしております。ただ、その結果として業務データがインターネット側に蓄積し、情報漏えいリスクが増大すると判断し、検討から除外することにいたしております。

ただし、導入済みのテレワーク・リモートワークの環境の中に画面転送という機能がありまして、この機能を使って通常業務の、インターネットに使っていない業務用のパソコンから、インターネット側にあるパソコンの画面だけを見るという設備を導入しております。ネットワーク的にはつながっていないものの、画面だけ見られるというような仕組みを導入して、インターネット上での業務改善につながるような対策は行っております。事務局としてはしばらくこの状態で運用を行って、必要があれば機能拡張を行っていきたいと考えております。

次に、WEBサービス等利活用検討についてですが、これについては具体的にはGoogleやLINEなどの活用になります。ただ、これらについては、既に広報広聴課で公式アカウントを取得しているものもありますので、各課でアカウントを乱立させるのではなく、既存アカウントを有効利用することが住民側の利便性も高いのではないかという判断から、これも必要に応じて各課が個別判断することとし、今後も検討からは除外することといたしております。

次に、モバイル決済等普及促進については、いわゆるキャッシュレス決済全般についての検討を行っております。

この時点で、既に税とか、水道関係でいわゆるPay Payなどの運用を開始しております。ただ、収納対象が一つ、例えば水道料金が一つであれば費目や担当課が明確であるため管理しやすいのですけれども、全庁的にキャッシュレスを導入するとした場合、どの課が何のお金をどのキャッシュレス事業者から振り込まれたかというのを手作業で管理しなければいけないので、この管理をどうするかというところが非常に論点になりました。

キャッシュレス事業者は非常に多数ありますので、これに合わせて既存のシステムを全部改修するというのはなかなか難しいという部分がありますので、もう少し情報収集が必要なので継続検討としております。

資料次のページの8ページ目です。3年度の検討状況です。大項目の1点目、業務効率化システム化については、AI・RPA導入推進、行政事務デジタル化検討の二つを主要ワーキングで行っております。

AI・RPAについては、自治体DX推進計画でも積極活用をうたっており、部会の調査においても一定程度の導入効果は見込めそうだという判断から、現在、来年度に試験導入できるよう調整に入っております。

AIについては、手書き帳票等の自動変換による電子化に活用すること、RPAについては、一般事務系と基幹系、マイナンバー系のそれぞれにおいて1アカウントずつ利用権を取得して、試験運用を始めることを予定しております。

次に、行政事務デジタル化検討ですが、引き続き印鑑の代わりとなる電子決裁を中心にペーパーレス化や文書管理システムを検討しております。現在は、庁内事務で紙の使用量の多い財務会計システムについて電子決裁や文書管理システムとの連動が可能かどうかについて、システムベンダーとの協議を続けているところでございます。

続きまして、大項目の2点目、ネットワークアプリケーション部会では、昨年度整備したリモートワークシステムのさらなる利活用について検討を行っております。さきに説明したとおり、リモートワークシステムについては、新型コロナに対するBCP対策的な色が濃いものとなっておりますが、平時での有効利用ですとか、将来的な働き方改革に向けての在宅勤務において必要な機能やセキュリティ性能について調査を重ね、システムへの適用も完了したところです。このことから部会における検討は終了し、あとは担当課で制度設計をしていただくこととしたところでございます。

続きまして、大項目の3点目、個人情報系部会については、電子申請と普及促進、自治体システム標準化対応の二つを主要なワーキングとしています。

電子申請と普及促進では、県と共同利用に参加しているほかの団体と協力し、申請フォーマットを共同利用することでありまして、行政側から発信する電子文書に電子証明を付与することなどについての検討を行っております。ただし、この案件につきましては、国が示す技術要件が大分、具体的になってきたことや国が推奨するオンライン手続の実施期限が令和4年度末となっていることもありまして、推進を決定することとして本プロジェクトでの検討は終了することとしてございます。

次に、自治体システム標準化対応についてですが、こちらは主に現行システムから標準システムへ移行する際の技術的な仕様の確認でありますとか、システムが変更になった際に窓口で混乱が生じないような段取りについて検討を行うということとしたものです。

しかしながら、国が示すとしていた仕様について、令和4年に確定するとしていたものについて現状でまだ、検討方針すら出てきていないものもございまして。また、3年度中に示された分の仕様についても非常に曖昧な部分が多く、いわゆるシステム開発ベンダーからも具体的なシステム提示がされていない状況でございまして。

このことから、部会では今後必要になってくるであろう各担当課での業務フローの見直しの仕方、見直しの方法について簡単なガイドラインをまとめることとどまっている状況となっております。しかしながら、移行期限が令和7年度末に決められていることや国からの情報につきましても我がほうではなく、各担当課に五月雨式に通知されているという状況もございまして、プロジェクトチームによる方向性の検討では対応が間に合わなくなる可能性もあることから、本プロジェクトチームでの扱いとしては移行推進の方向で

決定し、今後は情報システム課と各担当課で緊密に連携し作業を進めていくこととしたところでございます。

続いて、大項目の4点目、WEBサービス利活用部会については、これも引き続きモバイル決済等普及促進について検討しております。

今年度に向けましては、QRコード決済の統一規格でありますJ P Q Rについて情報収集を行いました。やはりこれも庁内の財務会計システムとの連動が非常に難しく、手作業がかなり増えるということが判明しまして、引き続き検討することといたしました。ただ、現在税務課においてF-REGIというクレジット代行サービス会社があるのですが、こちらの利用を始めておまして、このようなサービスを利用したりとか、現在運用中の電子申請システムの機能を拡張して一元的な電子決済の管理ができないかなど、来年度はもう少し具体的なシステムの方針について調査研究できないか考えているところでございます。

ここまでが検討結果に基づく整備状況などについての説明になります。

最後のページでございます。方向性についての考え方をまとめたものです。このまま読み上げさせていただきます。

本プロジェクトでは、デジタルデータやIT技術の利活用について調査してきたものであるが、デジタル庁の設置以降、デジタル化について国より様々な指針等が示され、まだ対応期限も限られていることから三沢市におけるデジタル化、ICT化についてもこれに準拠した形で検討していかざるを得ないものと考えている。しかしながら、デジタル化、ICT化についてはその適用範囲が非常に幅広いものであり、また来年度以降、デジタル化に関する推進と管理の部分が分離する見込みであることを考えると、現在までの活動実績等を踏まえ、デジタル化、ICT化の整備に係る基本的な方針等を定め、全庁的なデジタル推進体制の構築も含め、調査研究の手法につきましても再検討する必要があるものと考えてございます。

説明は以上でございます。

小比類巻委員長：詳細な御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対し質疑応答を行います。委員の皆様からの御意見、御質問はございませんか。

久保田委員。

久保田委員：御説明いただきましてありがとうございました。

私から手短かに質問させていただきます。今後の方針として資料6番にやっていく内容とかを書かれていまして、私もその内容を読ませていただきました。資料6番の中の2ページ目に①番AI・RPA導入推進の話があるのですが、少し簡単に書いている内容を説明していただいてもよろしいですか。

小比類巻委員長：情報システム課長。

伊藤情報システム課長：前段のほうは概要ですけれども、その後ろの問題点のところということでよろしいでしょうか。

シナリオというものですけれども、これは結局、RPAにおきまして実際に人がシステ

ムに今まで手入力していたものとか、そういったものを自動化するための段取りを機械に覚えさせることがシナリオ作成ということになるのですけれども、RPAについては大分、世の中の的に使っているところも多いのですけれども、やはりそのシナリオ、仕事を覚えさせる手順を誤って入れてしまうことによって、機械が淡々と事務ミスを繰り返していくという事故が起こることがあります。基本的には、業務の内容をしっかりと覚えた方がシナリオを作っていくということが望ましいことではあるのですけれども、ただ、人事異動がございますので例えば事務の内容がちょっと変わったりして、新しい方がやったときにそのシナリオの修正が間違ったことによって事故が発生することがありますので、このシナリオの管理に関してはいわゆる担当レベルで作るのは原則論でありますけれども、その正確性というものを管理するという部分については、システム管理担当課、情報システム課にもその管理をする人間を置く必要があるものであろうというふうに考えております。

また、下のほうの行革上の管理についてでありますけれども、結局これも同じような話なのですけれども、やはり人が使ってこそその機械でありますので、全般的なスキルアップが図られないと本格的な行革につながらない、例えばシナリオを作ってしまった後の管理が担当課で一切できないということになると、結局一時的に業務効率が上がるかもしれないですけれども、その後うまく動作しないので使えない、使わなくなってしまうということで、結局また業務効率が下がることになってまいりますので、基本的には導入にあたってはそういった職員教育みたいなものも併せて検討していかなくてはいけないというようなことを書いてございます。

以上でございます。

小比類巻委員長：久保田委員。

久保田委員：御説明いただきましてありがとうございます。

ここに関して質問ではないのですけれども、私の意見というか今のその考え方に非常に賛同してまして、私も今、職員、実際に庁内にヒアリングをかけたときに思ったこととしては、RPAツールだけではなくて実はExcelレベルでもそういうことが起きていて、Excelは簡単に言うと一つのシステムみたいなものだと思っているのですけれども、本当に詳しい人はVBAとかマクロとかを組んでしまっている。例えばその人が人事異動して新たにそこに来た人が今度そのExcelのVBAとかマクロを作っていた人、技術がないからそのシステムを壊さないように使っていると言っていて、ある意味Excelもシステム化していて、すごくできる人がどこかに行ってしまうともものすごく高度に作られたExcelって運用が利かなくなるのですよね。

つまり、どこまで職員一人一人がこれからシステム化するに当たってRPAも含めて技術を習得していくかの線引きをかけないといけない時代にこれから来ると言っていて、私は正直に言うと職員がRPAとかExcelのVBAとかマクロを組むのはちょっと厳しいというか、やってもいいのですけれどもセンスみたいなものが必要になってくるので、正直、全員ができるとは到底思えないので、一部の人だけがそういうのをやればいいのではないのというふうになって、ほかの人はそういうのはもうやらないというか、単純に目

の前のことだけ与えられたことをやる。そういうシステム管理部門みたいなところが全体の業務フローとかをある程度システム化みたいなのを面倒を見られる状態、Excelも含めてですね、RPAとかそういうのを面倒見ていく状態にしていかないとちょっと厳しいかなという印象を持ちました。

それで、RPAに関してもなのですけれど、本当にやる人によって、費用対効果を検討するときに、年間10時間ぐらいしかないような作業量をRPAにわざわざしても意味がないので、年間1,000時間とか2,000時間ぐらいあるような仕事とかを業務効率化しないといけないので、そこをさらに業務効率化できる人というのはかなり全体の業務知識もあって、RPAのフローを組む知識もあって、最近だと紙の読み込みとかというのはOCRとかを使って紙を読み込んでいかないといけないので、そういう一連の業務を全て人の手を介さずに最初から最後まで組める人って、それは相当デジタルの知識もあって、かつ業務知識もあるような人でないといけないと思うので、やはりシステム部門を置く、その人が全体を見るという人をこうやっていくようなイメージでやっていくべきなのではないかなというところは私は思いました。これは私の個人的な考えです。

次に、2番の話だけ最後に。行政事務デジタル化のところ、対外的な文章の電子署名と内部的な文書の電子決裁の話をちょっと説明していただいてもよろしいでしょうか。

小比類巻委員長：どこの資料。

久保田委員：すみません、資料6番②番の行政事務デジタル化検討です。

小比類巻委員長：情報システム課長。

伊藤情報システム課長：電子署名の話でありますけれども、いわゆる内部的な伝票ですとかに付けるような電子署名については、あくまでも庁内の中だけで完了できると思いますか、確かに本人が押したかどうかという部分なので、逆にインターネットに接続できないので内部で確かにその人が確認したのですよと、改ざんがないですよというようなことが検証できるようなものになるのですけれども、対外的なお話になってきますと、例えば許可申請業務とかで許可証を行政サイドから送付するとなったときに、当然それに不正なものではないというものを証明するために電子署名というものを使うこととなりますけれども、市であれば、いわゆる市長名での職責カードというものを使ってそれを電子署名としてくっつけて送るのですけれども、それは住民の方が検証できないといけないので、結局先ほどの内部での決裁とは別にちゃんとインターネット上のサイトでもそれが確かに正当なものであるかどうかというものを検証できないといけないので、仕組みとしてはちょっと別々に考えていかないと、これを一体のものとしてやろうとすると内部の決裁のものもインターネット側で検証できるようなものになってしまうと、仕組み上、検討が進まないものでこれは別々として考えていくべきものかというふうに考えているものでございます。

小比類巻委員長：久保田委員。

久保田委員：最後に、意見で終了しますけれども、これもおっしゃるとおりだと思っていて、外部向けの電子決裁の仕組みで今ちょうど判こが要らない形で電子決裁とか、今後多分進んで行って、恐らく県のやつと今使っているやつを一緒に電子申請でやっていると思うのですけれども、そこの使いやすさも含めたカードの電子認証みたいな部分をうまく検

討するときに、住民の人にいかに電子的にオンラインで申請して、うまくそういった各書類をオンラインで実装できるかという部分を考えていく必要があって、含めて予約システムとか、電子決裁は関係ないのですけれども、予約システムとか住民接点、住民の人がいかにこう窓口に来ないとか、紙を使わないで全てをネット上で完結できるような申請を組めるかというところで、住民の人のオンライン化というところをぜひ検討をお願いしたいというのと、内部のところは多分、先ほど言われたとおりにこれから内部を全部やろうとしてら、全てのことをタブレットだけで全部できるようにみたいな、紙を一切もう使わないでこういう会議でも紙を使わないで手元にタブレットを置いたりとか、庁内の決裁をかけるときでもシステムで全部いくようにとか、それが自動的に保存されるようにとか、あとそれが自動的にネットに上がるようにとかしだすと、全てを一体的に考えていくということが必要になると思うので、ここが現実的にネットワークとかもちゃんと切り詰めつつ、国のシステムとも一緒に変えていかななくてはいけないとも思うので、ここはある意味、リモートワークも含めて一緒に目の前にあるパソコンだけで全ての物事が解決する世界というか、そういうところを実装していかななくてはいけなくなると思うので、そういったところもちょっと検討をお願いしたいということです。私からは以上です。

小比類巻委員長：ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小比類巻委員長：ただいま、委員の方から質問、御意見が出されましたが、庁内の作業効率化だけではなくて市民に対しても窓口一元化などの便利なことになっていくと思います。ただ、今説明にもありましたように安心安全なサービス、これが基本になると思います。それに向けてシステムづくりを進めていただき、検討を進めていただきたいと思います。

それでは、本日最後の案件に入ります。

本日最後の案件は、報告事項といたしましてシンボル塔（顕彰碑）の劣化対応についてでございます。

それでは、当局より説明をお願いいたします。

総務部長。

山崎総務部長：目の前の中央公園内の駐車スペースのところにありますシンボル塔、顕彰碑と言われている物ですけれども、この劣化、損傷が進んでおります。

新年度の中央公園整備補助事業に組み込む形で撤去し、新たにデジタルな物を設置する方向で検討いたしましたので、詳細を担当課長から御報告いたします。

小比類巻委員長：総務部参事兼秘書課長。

大塚総務部参事兼秘書課長：秘書課長の太塚です。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、シンボル塔、いわゆる顕彰碑の劣化対応についてお手元の資料に基づいて御説明したいと思います。

中央公園内にありますシンボル塔（顕彰碑）は、市功労者と表彰者と県褒賞、叙勲受賞者の功績をたたえるため、平成2年11月に事業費2,816万3,000円で設置し、同年から銅板に記名して顕彰している物であります。

資料1 ページの1、現状と問題点でございますが、1点目に写真のとおり銘板が劣化し、黒く変色した上、傷も多くあり、掲載者の氏名や受賞者などが見えにくく、顕彰にふさわしい状況ではないこと、2点目でございますが、1点目の銘板の劣化に加え、顕彰碑の銘板の掲載スペースがないことから顕彰碑への氏名、受賞名の貼付けは平成20年度から更新せず、新たに公会堂内1階東側通路に功労者顕彰記を整備し、現在、市功労者のみ銘板に掲載している状況でございます。

こうしたことから、中央公園の改修工事に合わせ、今後を見据えた存続や処分方法等の検討をいたしました。

次に、2、顕彰碑の存続及び処分方法についてでございますが、関係部署との協議及び三沢市功労者等表彰審査会の委員からの御意見、そして県内他市の顕彰碑の設置状況を調査した結果、次の方針といたしました。

劣化した銘板は撤去し、石碑につきましてはシンボルモニュメント、不死鳥のモニュメントでございますが、このモニュメントも含めて残すことといたします。その際には、銘板の台座につきましては汚れがひどいため撤去するものといたします。

次に、顕彰碑は現在の中央公園内から、より市民の目に届く公会堂側、バス停の後方になります。そちらへ移設する予定で検討しております。現在は、実施設計の中で移設可能か実質調査を行っているところでございます。そして、移設につきましては、先ほども説明で触れました令和4年度からの中央公園整備事業において一部撤去、移設する計画としております。

続きまして、2ページをお開きください。

受賞者功績の周知方法について御説明いたします。

銘板を撤去することで、受賞者本人や御家族への失礼がないよう、銘板に代わる物として市功労者等の情報を入れたデジタルサイネージを顕彰碑付近に設置する方向で検討しております。

デジタルサイネージとは、資料の写真のとおりタッチパネル式で必要な情報を見ることが可能な物でございます。イメージ的には大きな固定式のタブレットのような物でございます。さらに、市功労者等を氏名のほか、功績や受賞した年などで検索可能とするほか、市内観光案内や天気予報、天気情報や市民の皆様へのお役立ち情報など、必要と思われる情報を盛り込むことが可能となります。

デジタルサイネージの設置により、公会堂の功労者顕彰記も廃止する予定としております。そして、さらに多くの周知手段を確保するため、市のWEBサイトにも功労者等の氏名、功績等を掲載する予定であります。

最後に、4、その他でございますが、参考までに県内他市の顕彰碑の有無を調査した結果でございますが、設置している自治体はおらず、市民に対しましては広報誌やホームページ等での周知のみという調査結果でございました。

そして、中央公園整備工事の全体の期間でございますが、防衛省の補助事業であり、予算措置状況にもよりますが、令和4年度から6年度までの3か年で実施する予定としております。

以上で、シンボル塔の劣化対応についての説明を終わらせていただきます。

小比類巻委員長：ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対し質疑応答を行います。委員の皆様からの御意見、御質問はございませんでしょうか。

堤委員。

堤委員：俺も大分古い議員だけれども、これは正規にシンボル塔というのは歴史書か何かに記されているのですか。ただ説明のためにシンボル塔という呼び名にしているのですか。顕彰碑というのは頭の中にあるけれども、シンボル塔というのは何か今初めて聞くような感じなのですけれども。

小比類巻委員長：総務部参事兼秘書課長。

大塚総務部参事兼秘書課長：当初建設するときの事業名もシンボル塔（顕彰碑）、財産台帳にもシンボル塔（顕彰碑）という名称になっております。正式名称でございます。

堤委員：分かりました。

小比類巻委員長：そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小比類巻委員長：それでは、ただいまの説明、委員会でも了承いたしました。

市の功労受賞者情報を含む多くの市の情報を市民がアクセスしやすいデジタルサイネージへの移行ということですので、非常に大変好ましいものだと思っております。このとおり進めていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

以上で、本日の案件は全て終了いたしました。

なお、この所管事務調査については、第1回定例会で委員長報告をすることになります。報告の内容については正副委員長に御一任いただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小比類巻委員長：それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、第1回定例会会期中の請願審査など、急を要する案件がない限り本日の委員会が委員任期中最後の委員会となる予定です。この間、コロナ禍の影響によって行政視察などを行えなかったなど、制約の中での2年間でございましたが副委員長をはじめ、委員の皆様のお協力があったからこそ当委員会が所管する案件について順調に審査及び調査ができたと思っております。この場をお借りして深く感謝を申し上げ、総務文教常任委員会を閉会させていただきたいと思えます。

どうもありがとうございました。

午前11時58分 閉会

以 上

委 員 長 小比類巻 孝 幸